

国民の保護に関する業務計画

令和6年6月

公益社団法人 福島県トラック協会

目 次

第1章 総 則	1
第1節 国民保護法における当会の位置付け	1
第2節 業務計画の位置付け、目的等	1
第3節 基本方針	2
第2章 平素からの備え	3
第1節 活動体制の整備	3
第2節 関係機関との連携	4
第3節 利用者等への情報提供の備え	4
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	5
第5節 管理する施設等に関する備え	5
第6節 運送に関する備え	5
第7節 物資及び資材の備蓄等	5
第8節 訓練の実施	5
第9節 避難施設の指定に係る協力等	6
第10節 安否情報の取扱等の検討	6
第3章 武力攻撃事態等への対処	6
第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応	6
第2節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応	6
第3節 活動体制の確立	6
第4節 安全の確保	8
第5節 関係機関との連携	8
第6節 利用者等への情報提供	8
第7節 警報又は避難措置の指示等の伝達	9
第8節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保	9
第9節 運送の確保	9
第10節 避難施設の開設等への協力	10
第11節 安否情報の収集への協力	10
第4章 応急の復旧等	10
第1節 応急の復旧等	10
第5章 緊急処理事態への対処	11
第1節 緊急処理事態への対処	11

第1章 総則

第1節 国民保護法における当会の位置付け

1 指定地方公共機関への指定

公益社団法人福島県トラック協会（以下「当会」という。）は、福島県知事（以下「知事」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第2項に基づき、平成17年5月27日付け福島県告示第467号により指定した指定地方公共機関である。

2 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である当会は、国民保護法第3条第3項に基づき武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、同法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を実施する。

第2節 業務計画の位置付け、目的等

1 業務計画の位置付け及び目的

(1) 当会の国民の保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において、当会の業務に関し、福島県の区域において実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置について定める。

(2) 業務計画は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（平成18年3月31日閣議決定。以下「県計画」という。）を基準として作成する。

2 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び第182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

- ① 指定地方公共機関である当会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ② 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ③ 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ その他国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 業務計画の見直し、変更手続き

(1) 業務計画については、適時内容についての検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。

また、変更後には、速やかに知事及び関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表する。

- (2) 業務計画の変更にあたっては、当会会員のほか当該計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保する他、広く関係者の意見を求めるよう努める。
- (3) 業務計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

第3節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護法その他の法令、基本指針、県計画及び業務計画に基づき国民の協力を得つつ、国、福島県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に連携協力し、当会の業務に関し、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとし、次の事項に留意する。

1 県民等に対する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県民等に対し、インターネット等の広報手段を活用することにより、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供するよう努める。

2 関係機関との連携の確保

国、県、関係市町村、指定地方公共機関及びその他関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施方法については、県及び関係市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

4 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対し配慮する。
- (2) 国民保護措置の実施にあたっては、国際的な武力紛争において適用されるジュネーブ諸条約及び第一追加議定書など国際人道法の的確な実施を確保する。

5 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施にあたっては、県及び関係市町村等の協力を得つつ、当会会員のほか、当会の実施する国民保護措置等に従事する者の安全の確保に配慮する。

6 防災マニュアル等に基づく対応

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、政府により武力攻撃事態及び緊急対

処事態の認定に時間を要する場合は、初動対処等に関し、防災体制に基づき実施することも想定されることから、既存の防災マニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

7 県対策本部長による総合調整

- (1) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、福島県民等保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。
- (2) 武力攻撃事態等において、知事から緊急物資等の運送に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 国民保護連絡調整会議の設置

- (1) 当会の業務に係る国民保護措置に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、本部に公益社団法人福島県トラック協会国民保護連絡調整会議（以下「会連絡調整会議」という。）を設置する。
- (2) 会連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2 情報連絡体制の整備

(1) 緊急参集体制及び活動体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当会における必要な体制を迅速に確立するため、関係会員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、会員等又は会員等の家族の被災等により会員等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など会員等のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定める。

- ② 緊急参集を行う関係会員等については、武力攻撃災害により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努める。
- ③ 武力攻撃事態等が長期に及ぶ場合に備え、会員等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

(2) 通信体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ② ①については、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても確実に通信が行えるよう配慮する。
- ③ 国民保護措置の実施に必要な通信設備については、定期的に点検を実施する。

(3) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 当会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、トラック等による物資等の運送状況、交通規制状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、当会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- ② 夜間、休日途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。

また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても当会内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

3 特殊標章等の適切な管理

知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し「福島県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」（平成18年5月16日）に基づく使用の許可の申請を行い、適切に管理する。

4 緊急通行車両の事前届出

- (1) 緊急通行車両（住民の避難、緊急物資等の運送その他の国民保護措置を実施するため運転中の車両で道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項で定める緊急自動車を除くものをいう。）の事前届出が必要な場合、福島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に対し、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき申請する。
- (2) (1) の場合、国民保護法第155条第2項で準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2で定められる武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置について、当会会員のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者に対し、周知するよう努める。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁、地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 利用者等への情報提供の備え

- 1 武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、トラック等による物資等の運送状況等の情報を利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備する。
- 2 1の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対する情報の提供に配慮する。

第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合や市町村長から避難実施要領、退避の指示、警戒区域の設定等についての通知及び伝達等があった場合の、当会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項をあらかじめ定める。

第5節 管理する施設等に関する備え

当会が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急の復旧を行うため、災害発生時における応急復旧体制及び資機材を活用することなどにより、あらかじめ体制等を整備するよう努める。

第6節 運送に関する備え

- 1 県及び市町村が、国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材（以下「緊急物資」という。）等の運送を実施するための体制を整備する場合、緊急時の連絡先、運送能力及び運送施設に関する情報の提供、市町村長が作成する避難実施要領のパターンに対する意見、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。
- 2 武力攻撃事態等において、緊急物資等を円滑に運送するため、国、県及び市町村等と連携しつつ、当該運送に関わる実施体制の整備及び運送方法の検討を他の指定公共機関等と行うなど関係機関との協力体制の構築に努める

第7節 物資及び資材の備蓄等

- 1 国民保護措置のための備蓄は、災害対策基本法第49条に規定される防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとする。
なお、備蓄物資及び資材については、品目、備蓄量、備蓄場所、物資等の供給要請先等の確実な把握等に努める。
- 2 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資等を調達することができるよう、当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ地方公共団体や他の事業者等と締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第8節 訓練の実施

- 1 国民保護措置を的確に行えるよう、平素より、当会内における訓練の実施に努めるとともに、国、県又は市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。
なお、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。
- 2 国民保護措置についての訓練を実施する場合、災害対策基本法第48条第1項に規定さ

れる防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

第9節 避難施設の指定に係る協力等

当会が管理する施設等が、知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努める。

第10節 安否情報の取扱等の検討

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）で規定される個人情報の取扱いを踏まえた上で、国民保護法第94条第3項に基づく知事及び市町村長が行う安否情報の収集についての協力、報道機関への情報提供のあり方など、あらかじめ当会が保有する個人情報の取扱いの方針を検討するよう努めるとともに、利用者や会員等の安否情報を収集するに当たって必要となる、当会内における連絡方法、連絡ルート及び連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応

政府により武力攻撃事態等の認定が行われる以前において、県及び市町村等から、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など（以下「武力攻撃災害の兆候」という。）についての情報提供があった場合又は県が県計画に定める警戒配備体制（1号配備体制）又は特別警戒本部体制（2号配備体制）を設置したとの連絡があった場合、速やかに、当会内に情報伝達するとともに、必要に応じ、災害対策基本法等の関係法令に基づく初動措置を実施できる体制を構築する。

また、会員等が武力攻撃災害の兆候について把握した場合は、速やかに、消防本部、県警察、県並びに市町村等に通報する。

第2節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

- 1 県に県民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
- 2 県から県対策本部の設置について通知を受けたときは、第2章第4節に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、当会内等に迅速にその旨を周知する。

第3節 活動体制の確立

- 1 公益社団法人福島県トラック協会国民保護対策本部の設置等
 - (1) 県から県対策本部の設置についての通知があった場合には、必要に応じて、公益社団法人福島県トラック協会国民保護対策本部（以下「会対策本部」という。）を設置

する。

- (2) 会対策本部は、当会内における国民保護措置などに関する調整、情報収集・集約、連絡及び当会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- (3) 会対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡する。
- (4) 業務計画に定めるもののほか、会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2 支部国民保護対策本部の設置

- (1) 各支部は、会対策本部が設置された場合には、その支部が管轄する区域内における市町村の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しつつ、必要に応じ、会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置する。
- (2) 支部対策本部を設置したときは、その旨を会対策本部及び支部が管轄する区域に所在する市町村に連絡する。

3 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、関係会員等の緊急参集を行う。

4 情報連絡体制の確保

(1) 通信体制の確保

- ① 県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。
- ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のために必要な措置を講ずるとともに、直ちに、県等に支障の状況を連絡する。
- ③ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、他の連絡手段により対応を行うとともに、速やかに応急の復旧を行う。

(2) 情報収集及び報告

- ① 会対策本部は、当会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、トラック等による物資等の運送状況及び被災等により交通が不能であることが判明した道路の区間等の武力攻撃災害の発生等に伴う情報について、迅速に収集・集約し、自主的な判断により、必要に応じて県に報告する。
- ② 会対策本部は、県対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施に当たって必要となる安全に関する情報等を収集するとともに、当会内において、当該情報の共有を図る。

5 現地調整所への職員等の派遣等

市町村又は県から、国民保護措置の実施現場等における関係機関の活動調整や情報共有のため設置する現地調整所への職員等の派遣を求められた場合、安全の確保を十分に図る

た上で職員等を派遣し、関係機関が行う国民保護措置の活動調整等に従事させる。

なお、会対策本部は、現地調整所に派遣した職員等と緊密に連絡を取り、当該情報を会員等に伝達するとともに、現地調整所において関係機関と調整した国民保護措置を行うよう努める。

第4節 安全の確保

1 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供等

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は市町村等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等についての支援を受けるものとし、これらを活用し、会員等のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

2 特殊標章等の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可及び「福島県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき適切に使用するものとする。

また、会員等のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者に特殊標章等の交付等を行う場合には、適切な情報提供を行い当該者の安全の確保に十分配慮する。

3 緊急通行車両の届出等

- (1) 県公安委員会が、国民保護法第155条第1項の規定に基づき緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び緊急輸送車両をいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する場合で、住民の避難、緊急物資等の運送その他国民保護措置を実施するため必要な場合、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両の申出を行う。
- (2) (1)の申出により、緊急通行車両の確認を受けた場合、交付を受けた標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を車両に備え付ける。
- (3) 国民保護法第155条第2項で準用する災害対策基本法第76条の2で定められる武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置について、当会会員等のほか、当会の実施する国民保護措置に従事する者に対し、周知するよう努める。

第5節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村対策本部、国、指定地方公共機関などの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第6節 利用者等への情報提供

- 1 武力攻撃事態等においては、トラック等による物資等の運送状況等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。

- 2 1の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者に対する情報の提供に配慮する。

第7節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の通知等、市町村長から退避の指示、警戒区域の設定等に関する連絡を受けた場合、第2章第4節に定めるところにより、当会内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、同章第5節の情報提供方法に準じて利用者等への伝達に努める。

第8節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保

県、市町村及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、管理施設について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。

第9節 運送の確保

1 緊急物資等の運送

- (1) 知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合若しくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、当会内に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町村と緊密に情報交換を行い、必要に応じて緊急物資等の運送を求められることなどに備え、輸送力の確保及び通行可能な緊急輸送路（通行可能路線）の把握など緊急物資等の運送の実施に必要な体制を整える。
- (2) 市町村長から、避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、当会内における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。
- (3) 知事又は市町村長より緊急物資等の運送の求め等があった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。
- (4) 県から、民間等からの救援物資の受入れ、保管及び配送体制の運営について、協力依頼があった場合は、必要な体制の確保に努める。
- (5) 緊急物資等の運送の実施に当たっては、県及び運送の求め等を行った市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

また、現場で運送を実施する責任者は、武力攻撃災害の状況や気象条件等の運行環境により、安全確保のため必要な措置を講ずる。

2 業務に係る運送の維持

- (1) 業務に係る運送について、運送に必要な施設の状況確認、道路状況の把握等、緊急

物資等を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

- (2) 運行に障害が生じた場合、必要に応じ、国、県及び市町村等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、国及び県など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関等と連携し、代替運送の確保に努めるものとする。

第10節 避難施設の開設等への協力

自ら管理する施設であって、あらかじめ知事より避難施設として指定されたものにおいて、避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、県又は市町村が開設・運営する避難施設の開設等のために必要な協力を行うよう努める。

第11節 安否情報の収集への協力

1 安否情報収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2 収集する情報

知事等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第4章 応急の復旧等

10

第1節 応急の復旧等

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関する施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- 2 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。
- 3 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のための必要な措置に関し支援を求めるものとする。
- 4 会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告するものとする。

第1節 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、公益社団法人福島県トラック協会緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、特殊標章等の交付及び管理を除き原則として、第2章から第4章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この場合、用語については、次表のとおり読み替える。

表 緊急処理事態における用語の読替え

武力攻撃事態等（第2章～第4章）	緊 急 対 処 事 態
武力攻撃事態等	緊急処理事態
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
国民の保護のための措置（国民保護措置）	緊急対処保護措置
県（市町村）国民保護対策本部（長）	県（市町村）緊急処理事態対策本部（長）
国武力攻撃事態対策本部（長）	国緊急処理事態対策本部（長）
武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報
武力攻撃原子力災害	緊急処理事態における攻撃による原子力災害
公益社団法人福島県トラック協会国民保護対策本部	公益社団法人福島県トラック協会緊急処理事態対策本部
支部国民保護対策本部	支部緊急処理事態対策本部